

資源・ごみの収集日

M地区

収集日の朝8時までに出してください
収集日以外は絶対に出さないでください

資源	プラスチック製容器包装  このマークが目印です	火曜日
	飲料缶・ガラスびん・ペットボトル	第1・3金曜日
	古紙、古着、牛乳パック類	第2・4金曜日
	金属類（ 小型家電 を含む） 発火性危険物	第2土曜日
燃やせるごみ		月・木曜日
燃やせないごみ		第2・4火曜日
粗大ごみ		清掃事業所 TEL84-3211

春日井市内全域

資源持ち去り禁止

- ごみステーションに出された古紙・缶・金属類・プラスチック製容器包装などの資源物は、市が回収するものです。
- これらを持ち去る行為は、条例で禁止されています。違反した場合は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

春日井市